

議案第4号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年5月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
32 鳥取県 未来人材 育成基金	県内外の 産業界の協 力を得て、 <u>奨学金の返 還支援事業 を行うこと により、大 学生等の県 内への就業 を支援し、 県内産業を 担う人材の 育成及び確 保を図るこ と。</u>	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
略				

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
32 鳥取県 未来人材 育成基金	<u>地元産業 界の協力を 得て、大学 生等の県内 への就業を 支援し、県 内産業を担 う人材の育 成及び確保 を図ること。</u>	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。